

令和5年4月26日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考えます。

記

1 開示申出の内容

旧姓使用を認められている裁判官の人事情報が官報の「人事異動」欄に掲載される場合、裁判官の氏として戸籍姓と旧姓のどちらが表示されているかが分かる文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、3月20日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

本件開示申出に係る文書を作成する定めはなく、事務処理上作成する必要もないことから、本件開示申出に係る文書は作成していない。念のため、本件開示の申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出に係る文書は存在しなかった。

よって、原判断は相当である。